【令和７年４月】

# 瓦屋根耐風対策事業費補助制度のご案内

**岡崎市では、強風や地震による住宅の瓦屋根の脱落被害を軽減するため、瓦屋根の診断や改修を行う費用の一部を予算の範囲内で補助します。**

## 対象の建物

下記を満たす建物（法人が所有するものを除く）であること。

○ 現在居住している住宅（※）であること。

○ 屋根材が粘土瓦、ﾌﾟﾚｽｾﾒﾝﾄ瓦であり令和３年 12 月 31 日までに葺いたものであること。

※ 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、併用住宅（住宅以外の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の 1/2 未満であるもの）

## 対象の事業

瓦屋根診断　かわらぶき技能士（１級または２級）、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士のいずれかの専門家が、昭和 46 年建設省告示第 109 号（令和２年改正後）への適合状況を調査する。

瓦屋根改修　瓦屋根診断の結果、上記告示の基準に適合しない屋根の全面を、瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（2021 年改訂版）に準拠した瓦屋根または金属板等の屋根材に改修する。

※ 屋根が強風等で被災し状況が基準に適合しないと市長が認めた場合、瓦屋根診断の結果は不要

## 補助金の額

瓦屋根診断　瓦屋根の診断に要する費用×2/3（**上限 21,000 円**）

瓦屋根改修　瓦屋根の改修に要する費用×23/100（**上限 552,000 円**）

## 受付期間

令和７年４月１日（火）～令和７年１２月２６日（金）（予算件数に達した時点で終了）

**※工事の完了報告書は令和８年２月６日(金)までに提出してください。**

## 留意事項

◆ **契約前（着手前）に補助金申請をして補助金交付決定を受ける必要があります。**

◆ **同時に瓦屋根改修以外の工事を行う場合は、契約を分けるようにしてください。**

◎ **令和７年４月以降の工事は建築確認手続きの対象となる可能性がありますので、補助金申請の際には手続きの必要性の確認をお願いします。**

**建築基準法の告示（昭和 46 年建設省告示第 109 号）の改正内容**

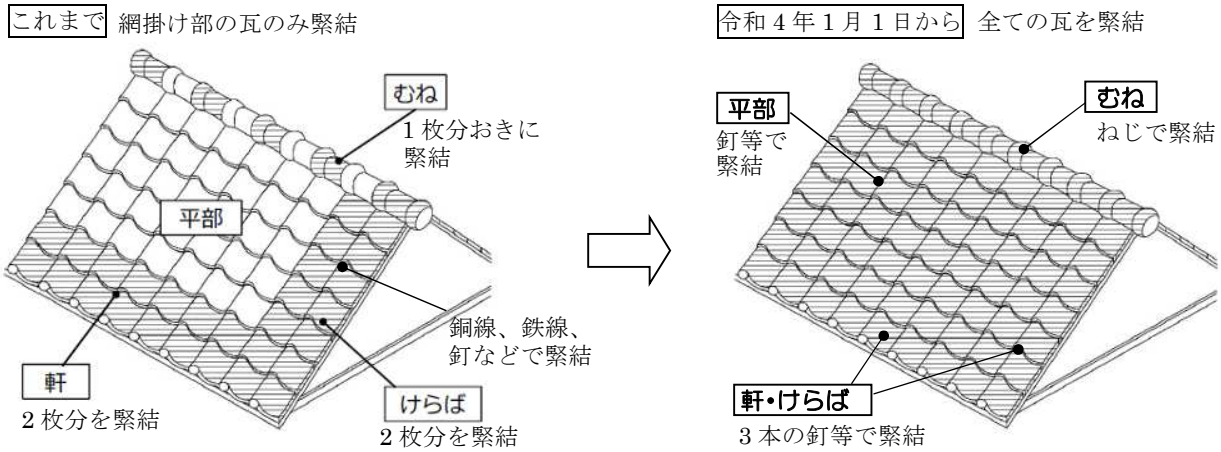

## 令和７年度の補助の流れ（瓦屋根診断、瓦屋根改修共通）

**住環境政策課へ事前相談**
（補助対象となるか確認、申請手順、提出書類の説明）

↓

**瓦屋根診断実施者、屋根改修業者へ費用を見積り**
（診断は、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士へ依頼）

↓ 申請書類の準備

**「補助金交付申請書」提出**
提出期限：令和７年１２月２６日（金）まで
**★必ず契約前（診断・改修の着手前）に提出してください。**

↓ 概ね２週間後

**市より補助金交付決定通知**

↓

**契約・着手**

↓ 完了後、業者へ費用支払い

**「完了実績報告書」提出**
**★工事が完了した日から３０日以内　かつ**
**令和８年２月６日（金）までに提出してください。**

↓ 約１か月後（規定通り完了したことが確認できた段階より）

**補助金交付**
（指定口座へ振り込み）
※　補助金の代理受領制度（業者が補助金を代わりに受領することで申請者は補助金相当額の費用の支払いが軽減される制度）をご利用いただけます。制度の利用には届出が必要です。詳細はお問合せください。

～このご案内に関するお問い合わせは～
岡崎市　住環境政策課　　住宅施策係（西庁舎１階）
ＴＥＬ：０５６４－２３－６７０９　　ＦＡＸ：０５６４－２３－７５２８